

鹿選管告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

鹿角市選挙管理委員会
委員長 木 村 正

50 分の 1 の数 4 6 5 人

3 分の 1 の数 7, 7 4 8 人